

地域振興会名称について（案）

★ 平成 29 年 6 月 14 日現在の状況

「〇〇地域振興会」 7 地区（大町、下中島、上中島、片貝、加積、天神、西布施）

「〇〇地区振興協議会」 3 地区（村木、道下、経田）

「松倉自治振興会」、「上野方地域活性化協議会」、「本江地区振興会」

★ 「地域」と「地区」について

国語辞典によれば、ほぼ同義であり、明確な使い分けをしていないが、魚津市においては、市町村合併時の 1 町（大町・村木）11 村で区分する場合は地区を使用しているケースが多い。

平成 23 年 9 月に施行した「魚津市自治基本条例」においては、

第 8 章 地域コミュニティ等

（地域における市民自治の推進）

第 25 条 市民は、町内会、自治会、地域振興組織等の地域における多様なつながりを基礎とした地域コミュニティ及び自主的に形成された市民団体（以下「地域コミュニティ等」といいます。）が、地域の課題解決及び相互に連携して行う地域活動に参加し、又は協力するよう努めるものとします。

上記のとおり「地域」を使用しており、「地区」は使用していない。

また、平成 26 年 3 月に策定した「魚津市市民参画・協働指針」では、

7. 市民参画と協働のまちづくりへの具体的な取り組み

(1) 地域振興会組織の確立と地域コミュニティの推進

① 目的（略）

② 概要

ア. 地域振興会組織の設立（略）

イ. 設立の単位及び拠点施設（略）

ウ. 地域振興会の組織図（略）

エ. 地域振興会が協働事業を考える流れ（略）

オ. 地域振興会・市・その他の協働の主体の関係図（略）

上記のとおり「地域振興会」を使用している。

◎ 市の基本的な考え方

名称を変更する場合は、それぞれの振興会の総会において決議しなければならず、住民のみなさんの承認が必要になることから、市が強制することは好ましくないと考える。ただ、統一した方が市民にとってわかりやすいと思われる。

よって、今後、「〇〇地域振興会」以外の地区においては、上記の★を参考に協議していただき、名称を変更する場合は「〇〇地域振興会」を使用してもらいたいと考えている。